

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後期高齢者医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年8月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	本事務は、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律・条例等に基づき以下の業務の内、静岡県後期高齢者医療広域連合に属さない事務を行う。 ・被保険者証の交付に係る事務 ・給付を行うための手続きに係る事務 ・保険料の賦課・徴収に係る事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号(番号法)第9条第1項 別表の85の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2164
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・申請者からのマイナンバー取得を徹底し、申請者からマイナンバーが取得できなかった場合のみ住基ネット照会を行うこととしているが、住所を含む3情報を基に対象者を特定している。 ・マイナンバーの登録をする際、複数人での登録確認を行っている。

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・特定個人情報が記録された書類等については、毎日の業務終了後、鍵付きのキャビネットに保管することとしている。
- ・特定個人情報を取り扱う基幹系システムには、起動の際、静脈認証及び個人のパスワードを入力する2段階認証を採用している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市市民部保険年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2164	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 所属長	保険年金課長 藤田 保志	保険年金課長	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和1年11月22日	事務の概要	適正な後期高齢者医療事務の維持管理等（個人番号、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、後期高齢者医療関係情報など） 詳細：高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関するもので、障害認定に関する申請受付、資格取得の届出受付、資格喪失の届出受付・確認、被保険者証の交付申請受付、被保険者証の引渡し、再交付申請受付、被保険者証の再交付を受けた場合の前被保険者証の返還受付、被保険者証の返還受付、特別の事情に関する届出受付、被保険者資格証明書の検認又は更新受付、被保険者資格証明書の引渡し、被保険者資格証明書の再交付申請受付、被保険者（世帯主を含む）の氏名、住所、世帯変更の届出受付、基準収入額適用申請受付、一部負担金等減免等証明書の引渡し、限度額適用認定の申請受付、限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付を受けた場合の前限度額適用・標準負担額減額認定証の返還受付、食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付、生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付、第三者行為による被害の申請受付、療養費・特別療養費・移送費の支給の申請受付、特定疾病認定の申請受付、特定疾病療養受療証の再交付申請受付、特定疾病療養受療証の再交付を受けた場合の前特定疾病療養受療証の返還受付、特定疾病療養受療証の返還受付、特定疾病療養受療証の提出受付・引渡し、高額療養費の支給の申請受付、高額介護合算療養費の支給の申請受付、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請受付、引渡し、一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除の通知書の引渡し、葬祭費の支給又は葬祭の給付の申請受付、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付の申請受付を行うもので、特定個人情報ファイルはこれら的事務に使用している。	本事務は、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律・条例等に基づき以下の業務の内、静岡県後期高齢者医療広域連合に属さない事務を行う。 ・被保険者証の交付に係る事務 ・給付を行うための手続きに係る事務 ・保険料の賦課・徴収に係る事務 上記の業務を実施するにあたり、特定個人情報ファイルは、次の目的に使用する。 1. 被保険者の各種届出及び申請に関する事務 2. 被保険者の保険給付の支給に関する事務		
令和1年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	2019/4/1	2019/11/1		日付の訂正
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	健康福祉部国保年金課	事後	
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	国保年金課長	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市市民部保険年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2164	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2164	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月1日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月1日	IV-8.入手を介在させる作業 IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		新様式によるリスク対策の実施状況のうち8、11を追加	事後	